

別表5 修景基準一覧

区 分		修景基準内容
建 築 物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置・構造	原則として伝統的な位置を踏襲し、主体構造は木造とする。
	階数・高さ	建造物の階数は2階以下で、原則として高さを現在のまま（軒高18尺以内）とし、周囲の町並みと調和させるものとする。ただし、3階建て以上の場合、道路から見えない高さおよび位置とする。
	屋根	原則として平入りとする。 屋根は日本瓦葺きとし、色合いはいぶしとする。
	外壁	漆喰塗、土塗壁、板貼など和風の仕上げとする。
	庇	日本瓦葺き、または板葺き、もしくは銅板葺きとする。
	雨樋	伝統的景観に調和したものとする。
	軒裏・軒先	軒裏は垂木の表わしとする。化粧軒裏の場合は、鼻隠しを打たない。
	開口部	1階の開口部（戸口を除く）は、原則として木質構えとする。格子・出格子、むしこ窓がある場合は、これを踏襲する。
	色彩	伝統的建築様式に合致、または準ずるものとする。
	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした目隠しをし、外観上目立たないようにする。
工 作 物	塀	外壁・庇と同じように和風の仕上げとする。構造が木造以外の場合も、外観は木造のようなデザインにする。
	屋外広告物等	掲出数は必要最小限とし、規模・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。